

# 福岡県福祉のまちづくり条例 特定まちづくり施設新築等届出書

## チェックリストの整備概要の**記載例**

## 届出書作成時の**注意事項**

### 福岡県福祉のまちづくり条例 に基づく届出

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file\\_0516.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0516.html)

### 福岡県福祉のまちづくり条例 様式等のダウンロード

[https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file\\_0517.html](https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/file_0517.html)

### 福岡県福祉のまちづくり条例手引書

(外部リンク先:福岡県)

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/matizukurijorei.html>

### 福岡県福祉のまちづくり条例Q & A(建築物編)

(外部リンク先:福岡県)

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukumachi-jourei-qa.html>

### 福岡県福祉のまちづくり条例で

### 北九州市内の建築物に関するお問い合わせ先

北九州市建築都市局建築指導課

電話番号 093-582-2531

平日の 8:30~12:00、13:00~17:00

北九州市建築都市局指導部建築指導課

2019年(令和元年)8月1日 作成

特定まちづくり施設新築等(変更)届出書

年 月 日

北九州市長 様

届出者の住所

★1 北九州株式会社  
氏名 代表取締役 北九州 司

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 093-XXXX-XXXX

福岡県福祉のまちづくり条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

名 称	(仮称) ●●マンション			★2	
所 在 地	北九州市 小倉北区 城内●番●			★3	
主 要 用 途	社会福祉施設(デイサービス、有料老人ホーム)			★4	
階 数	地上5階、地下0階			★5	
工 事 種 別	新築・増築・改築・用途変更				
延 べ 面 積	まちづくり施設	新築等の部分	既存部分	合計	
	内 訳	デイサービス	1,000㎡	㎡	1,000㎡
		有料老人ホーム	2,400㎡	㎡	2,400㎡
			㎡	㎡	㎡
			㎡	㎡	㎡
	まちづくり施設以外の用途	㎡	㎡	★6 ㎡	
延 べ 面 積 合 計	3,400㎡	㎡	㎡	3,400㎡	
工 事 予 定 期 間	着手	平成31年5月1日	完了	平成32年3月31日	
連 絡 先	所 在 地	北九州市門司区●●×丁目×番×号			
	事 務 所 の 名 称	北九州華子一級建築士事務所			
	氏 名	北九州 華子	電話番号	093-582-XXXX	
* 受 付 欄	* 処 理 欄				
年 月 日	主たる指導の内容等				
第 号					
係員印					

- 備考
- 1 建築物毎に届出をしてください。
  - 2 必要な図書を添付してください(整備範囲を明示すること。)
  - 3 連絡先は、代理者、設計者等がある場合に、その連絡先を記入してください。
  - 4 \*印の欄には、記入しないでください。

## 届出書作成時の注意事項



あ

「変更届出」でないときは、線で見え消しをしないでください。  
「変更届出」のときは、(変更)をO印で囲んでください。

い

空欄でご持参ください。  
事前チェック後、受付可能になってからご記入ください。  
工事着手後の場合でも受け付けています。その場合は様式が異なり、様式第3号(その1)(建築物用)「適合状況報告書」に、チェックリストを添付して、ご報告ください。

う

チェックリストの★1～6は、届出書の★1～6と同じ内容をご記入ください。

え

右欄のまちづくり施設を選択し、括弧書きで個別用途をご記入ください。

番号 まちづくり施設

- (記入例)
- ・教育文化施設(大学)
  - ・医療施設(診療所)
  - ・娯楽施設(映画館)
  - ・宿泊施設(ホテル)
  - ・サービス業を営む施設(銀行)
  - ・共同住宅等(共同住宅)
  - ・前各号の複合建築物(共同住宅、店舗)

- 1 社会福祉施設
- 2 官公庁施設等
- 3 教育文化施設
- 4 乗降待合い他施設
- 5 地下街、公共用歩廊
- 6 公衆便所
- 7 医療施設
- 8 娯楽施設
- 9 集会施設
- 10 展示場
- 11 宿泊施設
- 12 飲食・遊興施設
- 13 サービス業を営む施設
- 14 物品販売業を営む店舗
- 15 遊戯施設
- 16 公衆浴場
- 17 自動車車庫
- 18 共同住宅等
- 19 事務所
- 20 工場
- 21 前各号の複合建築物

**う** まちづくり施設整備項目表(建築物)

平成31年4月1日作成 作成者氏名 北九州 華子 TEL (093) 582-XXXX

届出者氏名 **お** 北九州株式会社 代表取締役 北九州 司 ★1  
 施設の名前 (仮称) ●●マンション ★2  
 施設の所在 北九州市 小倉北区 城内●番 ● ★3  
 施設の概要 用途: 社会福祉施設(デイサービス、有料老人ホーム) / 階数: 地上5階、地下0階 / 延べ面積: 3,400㎡

記入方法

◆ 設計内容を示す欄「整備概要」及び判定の欄「●整」「◎望」を各項目ごとに記入する。  
 ◆ 「整備概要」の欄は例示に従い簡潔に設計内容を記入し必要な場合は図面等を添付する。  
 ◆ 「●整」「◎望」の欄は、「●整備基準」「◎望ましい基準」それぞれの基準に対する適否の判定を次の記号により記入する。  
 ※ 「○」印: 基準に適合する、該当する 等  
 「×」印: 基準に適合しない  
 「/」印: 当該事項が関係しない

整備概要	●整	◎望
記入例: (最小幅員) 80cm	○	○
(最大幅員) 120cm	○	○

**か** 留意事項: ○は両方に関するもの、●は整備基準、◎は望ましい基準

1 建築物	1 出入口	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望	
1 建築物	1 直接地上へ通ずる出入口	整備内容の確認及び総合判定						
		● 最低1カ所は整備基準を満たすこと。 ◎ 望ましい基準を満たす出入口に近接する出入口には適用されない。						
		整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望	
	① 有効幅員	80cm以上。	90cm以上。 (最低1カ所を120cm以上。)	<b>き</b>	有効幅:80cm	○	×	
	② 戸の構造	自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。前後に高低差がないこと。	120cm以上の建物出入口のうちカ所は自動開閉とし、その他は	<b>く</b>	両開戸・自動ドア前後に高低差なし	○	/	
	③ 段差	車いす使用者の通過に支障となる段差の解消。	同左。	<b>け</b>	段差1cm以内	○	○	
	2 車いす使用者用駐車施設のある駐車場へ通ずる出入口	整備内容の確認及び総合判定						
		● 最低1カ所は整備基準を満たすこと。 ◎ 望ましい基準を満たす出入口に近接する出入口には適用されない。						
		整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望	
① 有効幅員	80cm以上。	90cm以上。	<b>き</b>	有効幅:80cm	○	×		
② 戸の構造	自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。前後に高低差がないこと。	同左。	<b>く</b>	両開戸・自動ドア前後に高低差なし	○	○		
③ 段差	車いす使用者の通過に支障となる段差の解消。	同左。	<b>け</b>	段差1cm以内	○	○		
3 各室出入口	整備内容の確認及び総合判定							
	○ 不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口に適用される。 ※ 主として高齢者又は障害者等が利用する施設にあっては、「専らその施設を利用する高齢者、障害者等」も「不特定かつ多数の者」に含まれる。以下同じ。 ● 最低1カ所は整備基準を満たすこと。 (用途面積2,000㎡未満の建築物の避難階以外の階には適用されない。) ● 共同住宅等は、住戸の出入口のうち最低1カ所に適用される。 ◎ 共同住宅等は、住戸の出入口のすべてについて適用される。 ◎ 望ましい基準を満たす出入口に近接する同一の部屋の出入口には適用されない。							
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望		
	① 有効幅員	80cm以上。	90cm以上。(共同住宅等は80cm以上。)	<b>こ</b>	有効幅:80cm	○	○	
	② 戸の構造	自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。前後に高低差がないこと。	自動開閉又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、開扉等に突出しない構造。前後に高低差がないこと。	<b>さ</b>	片開戸アルコーブなし前後に高低差なし	○	×	
	③ 段差	車いす使用者の通過に支障となる段差の解消。	同左。	<b>け</b>	段差2cm以内R加工あり	○	○	

**チェックリストの整備概要**

に記入する概要の根拠の例

- 図面の記入内容
- 添付資料

1 建築物	1 出入口	記入内容、添付資料
1 建築物	1 出入口	記入内容、添付資料
		① 平面図か建具表に有効幅員
		② ・平面図か建具表に戸の種類 ・出入口前後の勾配
	③ ・出入口前後の計画レベル ・2cm以内は角の加工	
	2 出入口	記入内容、添付資料
		① 平面図か建具表に有効幅員
		② ・平面図か建具表に戸の種類 ・出入口前後の勾配
	③ ・出入口前後の計画レベル ・2cm以内は角の加工	
	3 出入口	記入内容、添付資料
① 平面図か建具表に有効幅員		
② ・平面図か建具表に戸の種類 ・出入口前後の勾配 ・アルコーブ、障害物の有無		
③ ・出入口前後の計画レベル ・2cm以内は角の加工		

**届出書作成時の注意事項**

**う** 届出書の **い** 届出日以前の日付を記入。

**お** チェックリストの★1～6は、届出書の★1～6と同じ内容をご記入ください。

**か** 留意事項の取扱いに注意  
 ○ は両方に関するもの  
 ● は整備基準  
 ◎ は望ましい基準

**き** 1-1-①、1-2-①、1-3-①  
 ・自動ドアは、自動で開いた有効幅員。  
 ・両引き戸、両開き戸、親子扉等は、片側のみの有効幅員。

**く** 1-1-②、1-2-② 記入項目2ヶ所  
 1) 自動開閉又は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。  
 2) 前後に高低差がないこと。

**け** 1-1-③、1-2-③、1-3-③  
 ・段差1cm程度で丸みを持たせた場合は、「段差なし」と判断。  
 ・やむを得ない場合、段差2cm以内かつ角にR加工は、「段差なし」と判断。

**こ** 1-3-① 望ましい基準  
 ・主要用途「共同住宅等」の場合は、有効幅80cm以上であれば、「○」と判定。

**さ** 1-3-② 3項目それぞれ記入  
 1) 自動開閉又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造。  
 2) 開閉時に扉下等に突出しない構造。  
 3) 前後に高低差がないこと。

2 廊下等(全般)			整備内容の確認及び総合判定		
2 廊下等 その他 これらに 類するもの	○ 共同住宅等については共用廊下に適用され、事務所及び工場については主要な廊下に適用される。				
	整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
①	床面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。	風除室・ロビー 磁器質タイル CSR値0.5~0.9 廊下 塩ビシート CSR値0.46~0.9	○ ○
②	段差	階段の整備基準に準拠。	階段の望ましい基準に準拠。	手すりなし	× ×
2.建物出入口と室出入口とを結ぶ廊下、大規模居室内の主要な通路等			整備内容の確認及び総合判定		
○ 建築物の出入口の基準を満たす当該出入口間の経路となる廊下等、及び床面積が200㎡を超える不特定多数の者が利用する室内の主要な通路に適用される。					
○ 共同住宅等については共用廊下に適用され、事務所及び工場については主要な廊下に適用される。					
● 最低1経路は整備基準を満たすこと。(用途面積2,000㎡未満の建築物の避難階以外の階には適用されない。)					
● 整備基準を満たす昇降機が設置される場合、当該昇降機の出入口付近は廊下等に含まれる。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望	
① 有効幅員	120cm以上。	180cm以上。ただし、末端付近(共同住宅等を除く)及び50m以内ごとに車いすどうしがすれ違える構造の部分を設置する場合は140cm以上で可。	120cm	○ ×	
② 車いすの転回スペース	末端付近(共同住宅等を除く)を車いすの転回に支障のない構造とし、かつ50m以内ごとに車いすの転回が可能な構造の部分を設置。			○ /	
③ 高低差のある場合	整備基準を満たす傾斜路及び踊場又は特殊仕様昇降機を設置。	望ましい基準を満たす傾斜路及び踊場又は特殊仕様昇降機を設置。	高低差なし	/ /	
④ 水平部分	整備基準を満たす出入口付近及び昇降機等の出入口付近の水平化。	望ましい基準を満たす出入口付近及び昇降機等の出入口付近の水平化。	水平化	○ ○	
⑤ 壁面の配慮		壁面の突出物の解消。やむを得ない場合は視覚障害者の通行に支障のない措置。	アルコーブなし	/ ×	
⑥ 休憩設備		建築物利用者が休憩するための設備を適切な位置に設置。	なし	/ ×	
3.建物出入口と受付等とを結ぶ廊下等			整備内容の確認及び総合判定		
○ 直接地上へ通ずる出入口から受付等までの廊下等に適用される。					
○ 学校(特別支援学校を除く)、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設については適用されない。					
○ 建物出入口において常勤し視覚障害者を誘導できる者がいる場合など、視覚障害者の誘導上支障のない場合は適用されない。					
● 用途面積2,000㎡未満の建築物の「避難階」には、適用されない。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望	
① 視覚障害者の誘導	最低1経路に、視覚障害者のための誘導用床材の敷設又は音声装置など誘導用装置の設置。	視覚障害者のための誘導用床材の敷設又は音声装置など誘導用装置の設置。(近接した建物出入口がある場合はそのうち最低1カ所が対象。)	誘導用床材設置	○ ○	

せ

そ

た

ち

た

2 廊下等 その他 これらに 類するもの	1	
		記入内容、添付資料
①		・平面図が仕上表に床仕上材、CSR値 ・使用予定の材料のカタログ ・条例の手引きの参照CSR値
②		平面図が詳細図に記入
2		
		記入内容、添付資料
①		平面図に有効幅員
②		平面図に末端付近と50m以内毎に、直径150cmの円、140cm以上の幅員
③		平面図に廊下の計画レベル
④		平面図に廊下の計画レベル、勾配
⑤		平面図に概要
⑥		平面図に概要
3		
		記入内容、添付資料
①		平面図に、出入口(玄関)から受付等までの経路に注意喚起用床材、誘導用床材

**し**

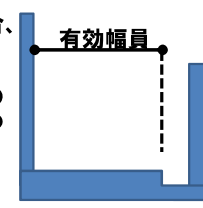
2-1-①  
以下のCSR値は適合。  
・下足(水・ダスト)の範囲は CSR値:0.40~0.90  
・上足(清浄)の範囲は CSR値:0.35~0.90  
上記等がわかるカタログ等を添付。

**す**

2-1-② 整備内容  
有効幅員、段の構造、手すり、回り段の回避表面の仕上げ、識別性、注意喚起用床材について記入。

**せ**

2-2-①  
・手すりがある場合、手すりの内々。  
・共用廊下の場合、排水溝及雨水縦管のドレインの幅は含めない。



**そ**

2-2-②  
「(共同住宅等を除く)」は、末端付近のみを除く。  
共同住宅等でも、車いすの転回スペースは必要。

**た**

2-3-① **か** 留意事項  
整備基準、望ましい基準のそれぞれの適用除外に注意。

**ち**

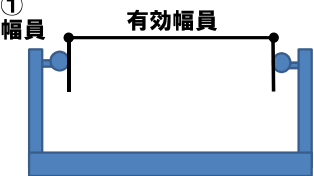
2-3-① **か** 留意事項  
・整備基準、望ましい基準のそれぞれの適用除外に注意。  
・代替措置の条件を満たせば、代替措置のとなることができる。※要相談

4.傾斜路及び踊場			整備内容の確認及び総合判定	
○ 共同住宅等については共用廊下に適用され、事務所及び工場については主要な廊下に適用される。			た	
● 用途面積2,000㎡未満の建築物の避難階以外の階には適用されない。				
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
① 有効幅員	120cm以上。(段併設の場合は90cm以上。)	150cm以上。(段併設の場合は120cm以上。)	110cm、段併用	○ ×
② 勾配	1/12以下。(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8以下。)	1/12以下。	1/15勾配	○ ○
③ 踊場	傾斜路の高さが75cmを超える場合は、高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置。	同左。	高低差50cmのため踊場なし	/ /
④		傾斜路が同一平面で交差又は接続する場合は、当該交差又は接続部分に踏幅150cm以上の踊場を設置。	設置なし	/ ×
⑤ 手すり	傾斜路には手すりを設置。	傾斜路には両側に手すりを設置。	片側手すり	○ ×
⑥ 表面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。	塩ビシート CSR値0.46~0.9	○ ○
⑦ 識別性	傾斜路は、踊場及び接する廊下等の色と大きな明度差をつける等で識別しやすいもの。	同左。	大きな明度差をつける	○ ○
⑧ 注意喚起用床材	上端付近の廊下等及び踊場に視覚障害者のための注意喚起用床材を敷設。(※1)(※2)	同左。	注意喚起用床材を敷設	○ ○
※注			な	
(※1) 学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場は除く。 (※2) 傾斜路上端付近の廊下等をおもに自動車の駐車のために供する場合、又は傾斜路と連続して手すりを設ける場合は、適用されない。				
3 1.避難階以外の階に通ずる階段			整備内容の確認及び総合判定	
○ 不特定かつ多数の者が利用し、かつ直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段(踊場を含む。)に適用される。			な	
○ 共同住宅等については共用階段に適用され、学校、事務所及び工場については主要な階段に適用される。				
● 共同住宅等については、不特定かつ多数の者が利用する階のすべてに停止する昇降機が設置される場合には適用されない。				
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
① 有効幅員	120cm以上。(用途面積300㎡未満の建築物及び一般公共用の自動車車庫を除く。)	150cm以上。(共同住宅等は140cm以上。)	120cm	○ ×
② 段の構造		手すりの幅を10cmまで有効幅員に含めることができる。	けあげ: 16cm 踏面: 25cm	/ ×
③ 手すり	手すりを設置。	両側に手すりを設置。	片側手すり	○ ×
④ 回り段の回避	主要な階段は回り段以外の構造。(困難な場合を除く。)	主要な階段は回り段以外の構造。	回り段なし	○ ○
⑤ 表面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。	CSR値0.46~0.9	○ ○
⑥ 識別性	踏面端部とその周囲の部分と大きな明度差をつける等、段を容易に識別でき、かつ段鼻の突き出しがないこと等によるつまづきにくい構造。	同左。	大きな明度差をつける 踏みにくい構造	○ ○
⑦ 注意喚起用床材	上端付近の廊下等及び踊場に視覚障害者のための注意喚起用床材を敷設。(※1)(※2)	同左。	注意喚起用床材を敷設	○ ○
※注			な	
(※1) 学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場は除く。 (※2) 階段上端付近の踊場を、主に自動車の駐車のために供する場合、又は階段と連続して手すりを設ける場合は適用されない。				

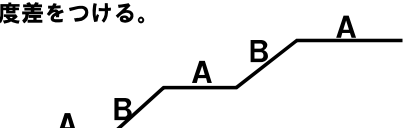
4	
記入内容、添付資料	
①	平面図、詳細図に有効幅員
②	平面図、詳細図の傾斜路部分に計画レベル、距離、勾配
③	平面図、詳細図に計画レベル
④	平面図、詳細図に踏幅
⑤	平面図、詳細図に手すり位置 手すり形状、端部処理
⑥	・平面図が仕上表に床仕上材、CSR値 ・使用予定の材料のカタログ ・事例の手引きの参照CSR値
⑦	平面図、詳細図に大きな明度差をつける旨
⑧	平面図、詳細図に設置位置
3 1 階段	
記入内容、添付資料	
①	平面図、階段詳細図に有効幅員
②	平面図、階段詳細図にけあげ、踏面寸法
③	平面図、階段詳細図に手すり設置位置
④	平面図、階段詳細図に階段の構造
⑤	・平面図、階段詳細図が仕上表に床仕上材、CSR値 ・使用予定の材料のカタログ ・事例の手引きの参照CSR値
⑥	・平面図、階段詳細図に大きな明度差をつける旨 ・つまづきにくい構造の図
⑦	平面図、階段詳細図に上端の注意喚起用床材設置位置

**た** 2-4、3-1 **お** 留意事項  
整備基準、望ましい基準のそれぞれの適用除外に注意。

**つ** 2-4-①  
段併用は、傾斜路の降り口、登り口から段が見える場合に限る。

**つ** 2-4-①  
傾斜路の幅員 

**て** 2-4-⑤、3-1-③  
手すりは、円形、楕円形に限る。フラットバーにカバーを付けて楕円とする場合、その他の形状は要相談。

**と** 2-4-⑦  
下図のAとB部分は、それぞれ大きな明度差をつける。  


**な** 2-4-⑧、3-1-⑦  
適用除外に注意。

**に** 3-1-④  
回り段は、一段の踏面の幅が同じでない。例) 螺旋階段

4 昇降機		1.エレベーター(設置義務)		整備内容の確認及び総合判定	
		○不特定かつ多数の者が利用し、避難階以外の階を有する建築物に適用される。 ○車いす使用者用駐車施設のない駐車場階には適用されない。			
		●整備基準 ◎望ましい基準		整備概要 ●整 ◎望	
①	設置義務	避難階以外の階を有する建築物のうち用途面積2,000㎡以上(※1)のものにはかごが当該階に停止するエレベーターを設置。(※2)	避難階以外の階を有する建築物には、かごが当該階に停止するエレベーターを設置。	各階停止EV1台設置	○ ○
②	設置義務	ね	最低1機は望ましい基準を満たす構造で、かつ主要な廊下等に近接して設置。	整備基準に準拠	○ ×
③	設置義務	の	望ましい基準適合等以外は整備基準に準拠した構造とする。	整備基準に準拠	○ ○
な	※注	(※1)学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場については、かつ階数が5以上。 (※2)当該階において提供されるサービス又は販売される物品を、高齢者、障害者等が容易に享受又は購入できる措置を講じる場合は設置義務は適用されない。			
4 昇降機		2.エレベーター(構造)		整備内容の確認及び総合判定	
		○車いす使用者用駐車施設のない駐車場のみの階には適用されない。 ○設置義務がある場合、最低1機は基準を満たすこと。			
		●避難階以外の階を有する建築物のうち用途面積2,000㎡以上のものに適用される。(設置義務等は前項参照) ◎避難階以外の階を有する建築物に適用される。			
		●整備基準 ◎望ましい基準		整備概要 ●整 ◎望	
①	かごの奥行き	内法135cm以上。	同左。	135cm	○ ○
②	かごの平面形状	かごの幅は内法で140cm以上。車いすの転回に支障のない形状。(学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場においてかご正面壁に鏡を設置する場合を除く。)	かごの幅は内法で160cm以上。車いすの転回に支障のない形状。(共同住宅等において、トランク付きのかごを設置する場合は140cm以上。)	140cm	○ ×
③	かご内の表示装置	かご内に、かごの停止予定階及び現在位置を表示する装置を設置。	同左。	インジケータ設置	○ ○
④	乗降ロビーの表示装置	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設置。	同左。	インジケータ設置	○ ○
⑤	かご内の音声装置	かご内に、かごの到着階及び戸の開鎖を音声により知らせる装置を設置。(※1)	同左。	音声装置設置	○ ○
⑥	かご及び昇降路の有効幅員	それぞれ80cm以上。	それぞれ90cm以上。(共同住宅等を除く。)	80cm	○ ×
⑦	かご内及び乗降ロビーの制御装置	車いす使用者が利用しやすい位置に設置。	同左。	かご内：90cm ロビー：100cm	○ ○
⑧	乗降ロビーの構造	高低差のないものとし、幅及び奥行きはそれぞれ内法150cm以上。	同左。	点字銘板設置	○ ○
⑨	乗降ロビーの音声装置	かごの昇降方向を知らせる音声装置を設置。(※1)(※2)	同左。	音声装置設置	○ ○
⑩	標示	乗降ロビー又はその付近に高齢者、障害者等が利用しやすいエレベーターの設置を示す標示	同左。	各階に標示	○ ○
な	※注	(※1)学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設は除く。 (※2)かご内にかごの到着開戸時に同様に機能する装置がある場合を除く。			

4 昇降機		1	
		記入内容、添付資料	
①	平面図にEV位置		
②	※4-2-①～⑪の項目で、全て望ましい基準であるか		
③	※4-2-①～⑪の項目で、全て整備基準であるか		
		2	
		記入内容、添付資料	
①	EV詳細図に寸法		
②	EV詳細図に寸法、鏡設置位置		
③	EV詳細図、展開図に、形状の判る図面		
④	EV詳細図、展開図に、形状の判る図面		
⑤	EV詳細図		
⑥	EV詳細図に、有効幅員		
⑦	EV詳細図、展開図に、かご内、ロビーの制御盤中心高さ		
⑧	EV詳細図に、点字銘板		
⑨	平面図に寸法記入		
⑩	EV詳細図		
⑪	EV詳細図、展開図に、表示位置		

な 4-1、4-2 適用除外に注意。

ね 4-1-②  
4-2-①～⑪の望ましい基準が全て適合の場合、以下のように記入。  
整備概要欄 : ・望ましい基準  
                  ・主要な廊下に近接  
望ましい基準欄 : ○

の 4-1-③  
4-2-①～⑪の整備基準が全て適合の場合、以下のように記入。  
整備概要欄 : ・整備基準に準拠  
望ましい基準欄 : ○

は 4-2-⑦  
車いす使用者が利用しやすい制御操作盤のボタン高さは、90cm～110cm。

5 福祉型便房		整備内容の確認及び総合判定	
○ 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合に適用する。 ◎ 車いす使用者用駐車施設のない駐車場階には適用しない。			
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要 ●整 ◎望
① 設置義務	建築物ごと福祉型便房のある便所を最低1カ所設置。(男女の別がある場合はそれぞれ最低1カ所)	階ごとに福祉型便房を当該階の便房総数の2%以上設置。(当該階の便房総数200超の場合は1%+2以上)	全体で11カ所 1階に1カ所 ○ ×
②		福祉型便房のない便所並びに腰掛け便座及び手すりの設けられた便房のない便所は、福祉型便房のある便所に近接して設置。	近接していない / ×
③ 内部障害者等への配慮	用途面積2,000㎡以上(公衆便所は50㎡以上)の建築物の1以上の福祉型便房には人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者のための水洗器具を設置し、出入口又はその付近にその旨を標示。(※1)	用途面積2,000㎡以上(公衆便所は50㎡以上)の建築物には、次に掲げる人工肛門又は人工ぼうこうの使用者用設備、及び介護ベッド(長さ1.2m以上で大人のおむつ交換ができるもの)を設けた福祉型便房を最低1ヶ所(男女の区分がある場合はそれぞれ1以上)設置し、出入口又はその付近にその旨を標示。(※1)  (1)フラッシュバルブ式汚物流し (2)給湯設備 (3)荷物置き棚その他の設備 (4)水石けん入れ (5)紙巻器 (6)汚物入れ (7)2以上の衣服を掛けるための金具等	1階にオストメイト設置 出入口の戸に標示 ○ ×
④ 出入口の有効幅員	福祉型便房の出入口及び当該便所の出入口は80cm以上。	同左。	有効幅:80cm ○ ○
⑤ 戸の構造	福祉型便房の出入口及び当該便所の出入口は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造、かつその前後に高低差なし。	同左。	片引き戸 前後に高低差なし ○ ○
⑥ 標示	出入口又はその付近に福祉型便房である旨を標示。	同左。	標示 ○ ○
な ※注	(※1) 学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場を除く。		
2.男子用小便器		整備内容の確認及び総合判定	
○ 不特定かつ多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合に適用される。			
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要 ●整 ◎望
① 設置義務	建築物ごとに、最低1カ所は床置き小便器その他これに類する小便器のある便所を設置。	階ごとに、最低1カ所は床置き小便器その他これに類する小便器のある便所を設置。	1階に1カ所設置 ○ ×
3.乳幼児用設備		整備内容の確認及び総合判定	
○ 不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合に適用する。(※1) 対象外建築物			
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要 ●整 ◎望
①	ベビーチェア等乳幼児を座らせる設備を設けた便房を最低1カ所以上。	同左。	ま / /
② 設置義務	ベビーベッド等乳幼児のおむつ替えができる設備を最低1以上。(ただし、当該施設内に他におむつ替えができる場所を設ける場合は適用しない。)	同左。	ま / /
③ 標示	ベビーチェア、ベビーベッド等設備を設けた便房及び便所出入口又はその付近にその旨を標示。	同左。	ま / /
ま ※注	(※1) 別表第1欄第2、4、14号の施設(官公庁施設及び郵便局、公共輸送車両等施設、物品販売業店舗)並びに病院、銀行のうち用途面積が2,000㎡以上の建築物に適用される。		

5 便所		整備内容の確認及び総合判定	
記入内容、添付資料			
①	平面図に設置位置	平面図か平面詳細図か展開図に必要項目	
②	平面図に設置位置		
③	平面図か平面詳細図か展開図に必要項目 ・オストメイト ・標示 標示については、サインの画		
④	平面図か平面詳細図か建具表に有効幅員		
⑤	・平面図か建具表に戸の種類 ・出入口前後の勾配		
⑥	平面図か平面詳細図に標示位置		
記入内容、添付資料			
①	平面図に設置場所		
②	平面図に設置場所		
③	平面図に設置場所 標示については、サインの画		

**な** 5-1 適用除外に注意。

**ひ** 5-1 福祉型便房に必要な設備の例示(Q & A 参照)  
【整備基準】  
○腰掛け式便器  
○滑りにくい床材  
○出入口有効幅員80cm以上  
○出入口段差なし  
○ペーパーホルダー  
○便器洗浄ボタン  
○L型手すり、可動式手すり  
△緊急通報ボタン  
・腰かけたままで使用できる位置  
・床上30cm以内  
・廊下等にランプ  
・事務所等に警報盤  
△Φ150cmの空間  
△出入口前に140cm角スペース  
△引き戸とする  
△両側にL型手すり

凡例  
△: 2,000㎡以上対象  
○: 2,000㎡未満・以上共通事項

**ふ** 5-1-③  
1) オストメイトの設置  
2) オストメイトを設置している便房であることが判る標示の設置

**へ** 5-1-⑤  
1) 戸の構造  
2) 前後の高低差

**ほ** 5-2-①  
「床置き小便器」の代替えとして、「壁掛け式小便器」ただしリップ高さは35cm以内とする。

**ま** 5-3  
(※1)に該当しない建築物の場合、  
・「対象外建築物」を記入。  
・チェック表は「/」を記入。

6 駐車場		1.車いす使用者用駐車施設及び建物出入口等への経路となる通路		整備内容の確認及び総合判定	
○不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合適用される。 ○「建物出入口等」とはそれぞれの基準を満たすものに限られ、「経路となる通路」とは表面・段・幅員・高低差に関するそれぞれの基準を満たす敷地内通路及び駐車場内の通路を含むものに限られる。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 設置義務	車いす使用者用駐車施設を最低1カ所設置。	車いす使用者用駐車施設を駐車台数の総数の2%以上(当該駐車台数の総数200超の場合は1%+2以上)設置	全体で20台 車いす使用者用駐車 車場1台	○	○
② 設置位置	車いす使用者用駐車施設は、建物出入口等への経路の距離ができるだけ短くなる位置に設置。	同左。	出入口から一番近い場所	○	○
③ 幅	車いす使用者用駐車施設の幅は、350cm以上。	同左。	350cm	○	○
④ 表示	車いす使用者用駐車施設に車いす使用者用である旨を見易い方法で表示。	同左。	アスファルトに表示	○	○
⑤ 建物出入口等への通路の構造	車いす使用者用駐車施設から建物出入口等への経路となる通路の構造は、建築物の敷地内通路の整備基準に準拠。	車いす使用者用駐車施設から建物出入口等への経路となる通路の構造は、建築物の敷地内通路の望ましい基準に準拠。	整備基準に準拠	○	×
7 敷地内通路等(全般)		整備内容の確認及び総合判定			
○すべての敷地内通路及び公共用歩廊の通路が満たすべき共通性能としての規定。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 表面の仕上	粗面又は滑りにくい材料。	同左。	磁器タイル CSR値：0.5~ 0.9 アスファルト	○	○
② 段の構造	建築物の階段の、手すり・回り段・表面・識別性に関する整備基準を満たす構造。	建築物の階段の、有効幅員・段・手すり・回り段・表面・識別性に関する望ましい基準を満たす構造。	段なし	/	/
8.建物出入口と道等又は車いす使用者用駐車施設とを結ぶ経路となる通路等		整備内容の確認及び総合判定			
○建物出入口から道等又は車いす使用者用駐車施設とを結ぶ敷地内通路及び公共用歩廊の主要な通路に適用される。 ○「建物出入口」、「車いす使用者用駐車施設」とはそれぞれの基準を満たすものを指し、「道等」とは道若しくは公園、広場その他の空地を指す。 ○建物出入口と道等を結ぶ通路については、地形条件等により当該構造とすることが著しく困難で、かつ建物出入口まで直接車で寄り付ける場合は適用されない。 ●それぞれ、最低1経路は整備基準を満たすこと。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 幅員	120cm以上。	180cm以上。	車いす使用者用駐車 車場まで：120cm 道まで：歩車分離 なし	×	×
② 車いすの転回スペース	50m以内ごとに車いすの転回に支障のない場所を設置。		玄関前にφ150cm	○	/
③ 高低差がある場合	敷地内通路に設ける場合の整備基準を満たす傾斜路及び踊場又はエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を設置。	敷地内通路に設ける場合の望ましい基準を満たす傾斜路及び踊場又はエレベーター若しくは特殊仕様昇降機を設置。	勾配1/15	○	○
④ 排水溝の蓋	上記整備基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	上記望ましい基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	経路に排水溝なし	/	/
9.建物出入口と道等を結ぶ経路となる通路等(全般)		整備内容の確認及び総合判定			
○建物出入口から道等に至る敷地内通路、公共用歩廊の主要な通路に適用される。 ○学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設については適用されない。 ●最低1経路は整備基準を満たすこと。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 視覚障害者の誘導	視覚障害者のための誘導用床材の敷設又は音声装置など誘導用装置の設置。	同左。	設置なし	×	×
② 注意喚起用床材	車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路および段の上端付近の敷地内通路及び踊場に、注意喚起用床材を敷設。	同左。	設置	○	○
③ 排水溝の蓋	上記整備基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	上記望ましい基準を満たす通路のうち主要な通路に設ける排水溝の蓋は、車いすの車輪や杖の先等が引っ掛からない形状。	経路に排水溝なし	/	/

み

む

め

も

6 駐車場		1		記入内容、添付資料	
記入内容、添付資料					
①	外構図に設置場所				
②	外構図に設置場所				
③	外構図に寸法				
④	外構図に表示方式				
⑤	※対象駐車場までの経路が、7-2-①~④の項目で、全てがどの基準であるか				
7 敷地内通路等		1		記入内容、添付資料	
記入内容、添付資料					
①	・外構図が仕上表に床仕上材、CSR ・使用予定の材料のカタログ ・条例の手引きの参照CSR値				
②	外構図に ・有効幅員 ・段 ・手すり ・回り段 ・表面 ・識別性				
2					
		1		記入内容、添付資料	
記入内容、添付資料					
①	1) 建物出入口から道等 2) 建物出入口から車いす使用者用 駐車施設 外構図にそれぞれの経路上に有効幅員				
②	外構図にφ150cm				
③	外構図に計画レベル、距離、勾配 傾斜路、特殊仕様昇降機の設置位置 ※勾配1/20は傾斜路としない				
④	外構図に設置位置、蓋の仕様				
3					
		1		記入内容、添付資料	
記入内容、添付資料					
①	外構図に敷設位置				
②	外構図に敷設位置				
③	外構図に設置位置、蓋の仕様				

み

む

め

も

6-1-⑤  
対象駐車場までの経路が、7-2-①~④の項目全てにおいて基準を満たしているか。

7-2  
1) 建物出入口と道等  
2) 建物出入口と車いす使用者用駐車施設  
の2つの経路についてそれぞれ検討する。

7-2-①  
・通路と近接した仕上げが異なる色や材質等、また白線等により、歩車分離の境界が明確になされていない場合は、幅広い車路があっても、「通路はない」と判断する。  
・歩行者と車が交差する部分(駐車場前も含む)は、横断歩道にする必要がある。

7-3-①、②  
社会福祉施設の場合、代替措置の条件を満たせば、代替措置とすることができる。※要相談



4.敷地内通路等に設ける傾斜路及び踊場			整備内容の確認及び総合判定		
○ 傾斜路の勾配が1/20以下のものを除く。					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 有効幅員	120cm以上。 (段併設の場合は90cm以上。)	150cm以上。 (段併設の場合は120cm以上。)	100cm 段併用	○	×
② 勾配	1/12以下。(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8以下。)	1/15以下。	勾配1/15	○	○
③ 踊場	傾斜路の高さが75cmを超える場合は高低差75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置。	同左。	高低差30cmのため、踊場なし	/	/
		傾斜路が同一平面で交差又は接続する場合は当該交差又は接続部分に踏幅150cm以上の踊場を設置。	120cm	/	×
⑤ 手すり	傾斜路には手すりを設置。	傾斜路には両側に手すりを設置。	片側手すり	○	×
⑥ 表面の仕上げ	粗面又は滑りにくい材料。	同左。	磁器質タイル CSR値：0.5~0.9	○	○
⑦ 識別性	傾斜路は踊場及び接する敷地内通路の色と大きな明度差をつける。	同左。	大きな明度差をつける	○	○
8.車いす使用者用客室			整備内容の確認及び総合判定		
● 別表第1欄中第11号(宿泊施設)の施設で用途面積が2,000㎡以上、かつ客室の総数が50以上の施設には、1以上設置。 ◎ 別表第1欄中第11号(宿泊施設)の施設には、客室総数の2%以上(客室の総数が200超の場合は1%+2以上)設置。					
<b>本建築物は該当なし</b>					
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 設置義務	用途面積2,000㎡以上かつ客室総数50室以上の宿泊施設には、車いす使用者用客室を1以上設置すること。	宿泊施設には、客室総数の2%以上(客室総数が200を超える場合は1%+2以上)の車いす使用者用客室を設置すること。		/	/
② 出入口の有効幅員	80cm以上。	同左。	内のり幅： 有効幅： cm cm	/	/
③ 出入口の戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、その前後に高低差なし。	同左。		/	/
④ 空間の確保	車いす使用者が円滑に利用できる空間の確保。	同左。		/	/
⑤ 便所の出入口の有効幅員	80cm以上。(※1)	同左。	内のり幅： 有効幅： cm cm	/	/
⑥ 便所の出入口の戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造、かつその前後に高低差なし。(※1)	同左。		/	/
⑦ 浴室内の配置	浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置。(※2)	同左。		/	/
⑧ 浴室内空間の確保	車いす使用者が円滑に利用できるような空間を確保。(※2)	同左。		/	/
⑨ 浴室出入口の有効幅員	80cm以上。(※2)	同左。	内のり幅： 有効幅： cm cm	/	/
⑩ 浴室の出入口の戸の構造	車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差なし。(※2)	同左。		/	/
⑪ 浴室内床面の仕上げ	濡れても滑りにくい材料。(※2)	同左。		/	/
※注	(※1) 客室内に便所を設けない場合、当該客室は不特定かつ多数の者が利用する福祉型便房のある便所に近接した位置に設置すること。 (※2) 当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が設けられている場合は適用しない。				

7-4 2-4 傾斜路を参考にする。	
4	記入内容、添付資料
①	外構図に有効幅員
②	外構図の傾斜路部分に計画レベル、距離、勾配
③	外構図に計画レベル
④	外構図に踏幅
⑤	外構図に手すり位置 手すり形状、端部処理
⑥	・外構図が仕上表に床仕上材、CSR値 ・使用予定の材料のカタログ ・柔例の手引きの参照CSR値
⑦	平面図、詳細図に大きな明度差をつける旨
8	記入内容、添付資料
1	対象客室の旨
②	平面図か建具表に有効幅員
③	・平面図か建具表に戸の種類 ・出入口前後の勾配
④	平面図にΦ150cm、通路幅120cm
⑤	平面図か建具表に有効幅員
⑥	・平面図か建具表に戸の種類 ・出入口前後の勾配
⑦	平面図、浴室の展開図に必要項目
⑧	平面図にΦ150cm
⑨	平面図か建具表に有効幅員
⑩	・平面図か建具表に戸の種類 ・出入口前後の勾配
⑪	・平面図か仕上表に床仕上材、CSR値 ・使用予定の材料のカタログ

9 1.浴室等			整備内容の確認及び総合判定		
◎ 不特定かつ多数の者が利用する浴室又はシャワー室を設ける場合には、1以上設置。(男子、女子用の区分がある場合はそれぞれ1以上)。			<b>本建築物は該当なし</b>		
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 配置		浴槽、シャワー、手すり等を適切に配置。		/	/
② 空間の確保		車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間を確保。		/	/
③ 出入口の有効幅員		80cm以上。	内の有効幅: cm 有効幅: cm	/	/
④ 戸の構造		車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造で、かつその前後に高低差なし。		/	/
⑤ 床面の仕上げ		濡れても滑りにくい材料。		/	/
2.観覧席及び客席			整備内容の確認及び総合判定		
○ 娯楽施設、集会施設、スポーツ施設に、観覧席等を設ける場合には、車いす使用者用観覧スペースを設置する。構造は下記基準による。			<b>本建築物は該当なし</b>		
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 設置義務	車いす使用者が容易に到達できかつ観覧しやすい位置に最低1カ所設置。	車いす使用者が容易に到達できかつ観覧しやすい位置に2カ所(観覧席総数が400超の場合は2カ所+超過200席までごとに1カ所加算(上限20))以上設置。		/	/
② 客席スペース	1席あたり、幅85cm以上、奥行き110cm以上。	1席あたり、幅90cm以上、奥行き120cm以上。		/	/
③ 床面の仕上げ	水平とし表面は粗面又は滑りにくい材料。	同左。		/	/
④ 転落防止措置	転落防止ストッパー等を設置。	同左。		/	/
⑤ 有効幅員	出入口との経路となる通路の幅員は120cm以上。	同左。		/	/
3.授乳及びおむつ替えの場所			整備内容の確認及び総合判定		
◎ 用途面積2,000㎡以上の官公庁施設及び郵便局、公共輸送車両等の用に供する施設、物品販売業を営む店舗並びに病院及び銀行について適用される。			<b>本建築物は該当なし</b>		
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整	◎望
① 設置義務		授乳及びおむつ替えのできる場所を設置。		/	/
② 配置		ベビーベッド、いす等を適切に配置。		/	/
③ 標示		出入口付近にその旨の標示。		/	/

9 1		整備内容の確認及び総合判定
記入内容、添付資料		
①	平面図、浴室の展開図に必要項目	
②	平面図にΦ150cm	
③	平面図か建具表に有効幅員	
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>平面図か建具表に戸の種類</li> <li>出入口前後の勾配</li> </ul>	
⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>平面図か仕上表に床仕上材、CSR</li> <li>使用予定の材料のカタログ</li> </ul>	
2		
記入内容、添付資料		
①	平面図に設置位置	
②	平面図に寸法	
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>外構図か仕上表に床仕上材、CSR</li> <li>使用予定の材料のカタログ</li> <li>案例の手引きの参照CSR値</li> </ul>	
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>平面図に転落防止措置</li> <li>転落防止措置のカタログ等</li> </ul>	
⑤	平面図に有効幅員	
3		
記入内容、添付資料		
①	平面図に設置位置	
②	平面図に配置位置	
③	サインの標示位置、サイン画	

10 1.手すり		整備内容の確認及び総合判定		
○「手すりを設ける場合」に、適用される。				
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
① 形状	大きさは外径3～4cm程度とし、両端は下方又は壁方向に曲げる。	同左。	Φ3.5cm 壁方向に曲げる	○ ○
② 誘導設備		両端・わん曲部等に、現在位置・方向・行き先等を点字表示。(※1)	表示なし	○ ×
③ 水平部分		傾斜路及び階段の手すりの両端は45cm以上の水平部分を設置。(構造上やむを得ない場合を除く。)	設置しない	○ ×
※注 (※1)学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場若しくは自動車車庫等視覚障害者が単独で利用することが想定されない施設を除く。				
2.公衆電話		整備内容の確認及び総合判定		
○「2機以上」の公衆電話を設ける場合に、適用される。				
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
① 操作部分の高さ	最低1機はダイヤル及びプッシュボタンが高さ90～100cmとなるよう設置。	同左。		／ ．
3.公衆ファックス		整備内容の確認及び総合判定		
◎用途面積2,000㎡以上の官公庁施設及び郵便局、公共輸送車両等の用に供する施設、宿泊施設、物品販売業を営む店舗並びに病院について、適用される。				
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
① 設置義務		最低1機は公衆ファックスを設置。		／ ．
4.視覚障害者用床材		整備内容の確認及び総合判定		
○視覚障害者用床材を設置する場合に適用される。				
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
① 識別性	原則として黄色。これにやりたい場合は周囲の床材と明度差又は輝度差の大きい色。	同左。	輝度比2以上	○ ○
② 標準形状	大きさは30cm角とし、形状はJIS T9251に適合するものを標準。	同左。	JIS T9251に適合するもの	○ ○
5.カウンター等		整備内容の確認及び総合判定		
◎カウンター・電話台・テーブルを設ける場合の、それぞれ最低1カ所に適用される。				
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
① 高さ		高さ70cm程度。		／ ．
② 下部空間		車いす使用者に配慮し、下部に高さ60～65cm、奥行き45cm程度の空間を確保。		／ ．
6.水飲み器		整備内容の確認及び総合判定		
◎水飲み器を設ける場合の最低1カ所に適用される。				
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
① 高さ等		飲み口の高さは70～80cmとし、車いすの肘掛が入る空間を確保。		／ ．
② 給水栓		自動感知式、ボタン式又はレバー式。		／ ．
③ 近づきやすい空間		車いす使用者が容易に近づけるよう周りに空間を確保。		／ ．
7.点滅型誘導灯等		整備内容の確認及び総合判定		
◎学校(特別支援学校を除く。)、共同住宅等、事務所及び工場を除き、誘導灯、自動火災報知設備等を設ける場合に、適用される。				
整備内容	●整備基準	◎望ましい基準	整備概要	●整 ◎望
① 聴覚障害者への配慮		誘導灯などの設置場所のうち聴覚障害者又は聴覚障害者の避難に必要なと認められる場所に光等による非常警報装置及び点滅誘導音声装置付誘導灯等を設置。	点滅誘導音声装置付誘導灯等を設置なし	／ ×

留意事項：○は両方に関するもの、●は整備基準、◎は望ましい基準

注：まちづくり施設整備の対象範囲を「朱書き等(囲線)」で表記してください。(必要図面等は、一覧表参照)

10 1		整備内容の確認及び総合判定		
記入内容、添付資料				
①	平面図、階段詳細図に手すりの直径、端部の処理			
②	平面図、階段詳細図に設置位置			
③	平面図、階段詳細図に設置位置、長さ			
記入内容、添付資料				
2				
記入内容、添付資料				
①	詳細図が展開図に中心高さ			
記入内容、添付資料				
3				
記入内容、添付資料				
①	平面図に設置位置			
記入内容、添付資料				
①	平面図、仕上げ表、特記事項に明度差、輝度比			
②	平面図、仕上げ表、特記事項に寸法等			
記入内容、添付資料				
①	平面図が詳細図に高さ			
②	平面図が詳細図に下部空間の高さ、奥行き			
記入内容、添付資料				
①	平面図が詳細図に高さ			
②	平面図が詳細図に必要項目カテゴリー等			
③	平面図に周囲の状況(家具等)			
記入内容、添付資料				
7				
記入内容、添付資料				
①	配置する場合、設置位置装置のカテゴリー等			

て 手すりは、円形、楕円形に限る。フラットバーにカバーを付けて楕円とする場合、その他の形状は要相談。

ゆ 10-4 視覚障害者用床材を、2-3-①、7-3-①、②等で代替措置を行った場合は、該当しない。

よ まちづくり施設整備の対象範囲を「朱書き等(囲線)」で表記してください。チェックリストの各項目で、対象となる寸法等がわかるように表記してください。